

平成23年4月14日

自由民主党 政務調査会  
障害者特別委員長 衛藤 晟一 殿  
厚生労働部会長 田村 憲久 殿

DPI日本会議  
議長 三澤 了

## 東日本巨大地震・津波災害対策についての要望

日頃より障害者施策の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

この度の、正に未曾有の大災害に見舞われた東日本。震災後1か月が経った今もなお、安否確認すら不完全な状況が続き、福島では更なる避難指示等が出されるなど、被災地で障害のある人々がちゃんと避難できているのか、避難所で暮らせるのか、私たちは同じ障害のある仲間として、また支援者として心配は尽きません。

私たち(DPI、JIL、ゆめ風基金、共同連、インクルネット)は、今回の大災害で被災された多くの仲間(障害のある人々)に対して、大至急かつ継続的に必要な支援をすべきであると考え、3月14日に「東日本(東北関東)大震災障害者救援本部」(東京・大阪)を立ち上げ、既に現地被災地支援センターを宮城県(仙台)、福島県(郡山)で開設しており、間もなく岩手県(盛岡or宮古)でも設置の予定です。他のさまざまな団体と協力をしながら、私たちができる支援を全力を尽くして行っておりますが、震災救援活動の中で、安否確認が最も遅れたのが地域の中で孤立して暮らしてきた障害者や高齢者でありました。

必要な支援を得ながら、社会参加をし、様々な関係をもって地域で暮らせるインクルーシブなコミュニティこそ、真に災害に強い社会であると考えます。今後、検討が進められる復興策の中で、旧来の姿への復旧だけを目指すのではなく、インクルーシブな地域社会への新生が重要項目として盛り込まれなければならないと痛感しています。被災から再生を目指した活動の上からも、今後の障害者政策のあり方が大きな焦点となることをふまえて取り組んでいく必要があることを、現在実践中の支援活動から見えてきました。

そこで、現状のニーズ、及び復興に向けた提言を別紙のとおり申し上げます。

## 復興法案に関する基本的視点

- ・「障害者や高齢者等の支援とバリアフリーの街づくりを復興構想・法案のメインストリームに」
- ・「障害者や高齢者が安全・安心に暮らせるインクルーシブな地域社会への新生となる復興策を」
- ・「ユニバーサルデザイン、バリアフリーを復興策の標準に」

**災害に強い街・社会への再構築のキーポイントは、障害者・高齢者施策と融合した復興策！**

## 緊急対策

### ○個人情報

在宅の障害者がどこにどういう人がいるか、役所等といあわせても、個人情報保護法のために名簿を見ることができず、確認することができない。支援するために大変齟齬をきたしている。個人情報保護法の一部手直しや運用面での工夫が至急求められる。

### ○情報保障

災害対応の記者会見、その他報道番組への字幕付与を強く要望したが、各放送局で他の通常時に比べて字幕付与の割合がどの程度増加したのか、数値を出していただきたい。

### ○自立支援法関係等の被災現地の状況をふまえた制度運用について

#### ①被災現地におけるヘルパー不足の状況をふまえて、重度訪問介護や行動援護等のみなしヘルパー制度を。

(例えば、仙台市では、重度訪問介護で支給決定されている人はALSや筋ジスだけで、脳性まひなどほとんどの障害者は身体介護+家事援助で支給決定されている。そのため2級ヘルパー以上の資格が必要です。2級ヘルパーの養成研修は130時間必要ですから、現実的には無理です)

#### ②被災地支援センターや福祉避難所等を一時的にデイケア事業としてみなした制度適用等の支援を。

#### ③居住環境の変化やそれまで利用していた生活介護等が使えない場合などにおいて、居宅介護、重度訪問・行動援護等の支給決定時間の延長等の柔軟な対応と国の財政支援を。

(例えば、新潟に避難した人の中にふだんは日中活動を使っている人もおられたが、避難先ではその日中部分も介護をつけることになった。その部分を、市町村の担当者に話しても、なかなか認めたくない感じだった。市の担当者と話しても「勝手に自主的に避難しているだけでしょう」とまで言われて、平行線なので、県に厚労省の通知のことも含めて話をしたが、市町村にはいっておくということで、再度、市町村との話に戻ってしまう、ということがあった。市町村だけでは前に進まないの、国がきちんと財政支援を行うことが必須)

#### ④厚生労働省が出している「補聴器や日常生活用具の再給付、再交付については、耐用年数未満でも行うこと」、「身体障害者手帳の再発行については、過去の申請、診察の結果等により医師の判定等を省略して、すみやかに発行すること。」などの事務連絡につき、実効性を確保する施策を講じていただきたい。

#### ⑤居住市町村以外での生活を余儀なくされている障害者への福祉サービスについて、地域生活支援事業によるコミュニケーション支援(手話通訳・要約筆記派遣など)や日常生活用具の支給は、市町村が実施主体とされているので、他の市町村に避難している被災者が従前のサービスを受けられるよう格段の配慮を払うと同時に、同様なサービス提供が可能であることを被災者への周知していただきたい。

#### ⑥身体介護、家事援助、重度訪問介護、行動援護、通院介助、移動支援等、細分化しているサービス体系と資格要件を、被災地・被災者に限り、できるだけ簡略化(一本化が望ましい)していただきたい。

(例えば、身体介護では掃除や片づけなどはしてはいけない。家事援助では見守り的な支援はできない。また区分ごとに資格要件により、せっかく支援できる人材が居ても、こうした制限が足かせになっている。事業者も被災者であることから、少ない人材での派遣管理・請求事務も非常な負担となっている。こうしたサービス事項と資格要件の制限は避難生活者のニーズ、なんとかしようという事業者の想いとかげ離れていることから、特別な対策が必要)

#### ⑦被災地(自主避難含む)のホームヘルプ事業所や相談支援、小規模作業所等の地域生活支援等にかかる費用は、災害復興に関する国の補助(全額国庫負担)としていただきたい。